

## 第66回全国植樹祭基本構想検討委員会設置要綱

### (設置目的)

第1条 第66回全国植樹祭（以下「植樹祭」という。）の基本構想等を検討するため、第66回全国植樹祭基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 植樹祭の基本構想に関すること
- (2) その他植樹祭の推進に関すること

### (組織)

第3条 委員会の委員は、森林・林業、緑化、地域振興等に関し、優れた見識を有する者のうちから構成するものとし、別表のとおりとする。

- 2 委員会に委員長を置くものとし、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

### (会議)

第4条 委員会は、次条に定める事務局が招集し、会議の議長は委員長があたる。

- 2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

### (事務局)

第5条 委員会の事務を処理するため、石川県農林水産部森林管理課内に事務局を設置する。

### (経費)

第6条 委員会の経費は、石川県農林水産部森林管理課の予算をもって充てる。

### (解散)

第7条 委員会は、第1条に規定する目的が達成されたときに解散する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年9月7日から施行する。